

四 万 十 町 景 観 計 画 の 手 引 き
(申請手続き)

四万十町役場企画課四万十川対策室

平成30年7月

【目次】

はじめに	2
景観計画区域	3
届出対象行為	4
用語の定義	5
申請手続き	7
届出行為完了後の手続き	9
行為の届出書・完了届出書のダウンロード	9
申請手続きのフローチャート	10
景観形成基準、第一種地区	11
景観形成基準、第二種地区	13
景観形成基準、景観一般区域	15
景観重要建造物・樹木一覧	16

〇はじめに

四万十町には、「日本最後の清流」として全国的に知名度の高い四万十川が流れます。そこには、沈下橋に見られるように人間の生活と自然が融和した、日本の原風景ともいえる風情が残っています。これらを守り、育むために2つのことが求められます。

一つ目は、良好な景観の周囲に暮らす住民の自発性に基づいた、自然と人間生活との共生です。二つ目は、高度経済成長期に見られる利便性・経済性・効率性のみを追求した乱開発ではなく、秩序ある開発です。

「自然との共生」、「秩序ある開発」のために策定されたものが「四万十町景観条例」と「四万十町景観計画」であり、私たちは現存する景観を未来へ遺していくためにも、これらを遵守していかなければなりません。

この冊子は「景観法」、「四万十町景観条例」、「四万十町景観計画」に基づく手続きを示したものです。「自然との共生」、「秩序ある開発」に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

○景観計画区域

四万十町景観計画は、町内全域を景観計画区域とします。町内を①第一種地区②第二種地区③景観一般区域に区別し、それぞれ異なった基準が適用されます。

①第一種地区	・四万十川から主要道路の路肩まで(四万十川条例に基づく「回廊地区」)
	・景観重点区域(別表1参照)
	・景観重要樹木、景観重要建造物、景観重要公共施設
②第二種地区	・主要道路の路肩から第一稜線まで(四万十川条例に基づく「保全・活用地区」)
	・景観重点区域に準ずる区域(別表2参照)
③景観一般区域	・第一種地区、第二種地区以外の区域

別表1(景観重点区域 第一種地区)

- ① 梶原川から国道・町道までの区間、中津川から町道までの区間
- ② 大正中津川・下津井・下道・木屋ヶ内・大正大奈路・西ノ川(注1)の各集落及び農地
- ③ 久木ノ森山風景林、久保谷風景林、市ノ又溪谷風景林、奥大道自然観察教育林(複層林)、梶ヶ谷山林木遺伝資源保存林(モミ保護林)及び古屋山林木遺伝資源保存林(大道アカ松保護林)
- ④ 日野地川から県道・町道までの区間並びに久保谷風景林、森ヶ内風景林及び佛ヶ森山風景林
- ⑤ 弘瀬一川平間の四万十川から国道・県道・町道までの区間、昭和(三島轟集落)・小野・広瀬・井崎(注2)の各集落及び農地
- ⑥ 上秋丸一家地川間の四万十川から国道・県道・町道までの区間、壺斗俵・米ノ川(注3)、市生原の各集落及び農地
- ⑦ 四万十川と国道381号線、町道山手線、吉見川沿いの堤防、県道窪川船戸線、町道茂串線、窪川若井線並びに同線と東方向で交差する土佐くろしお鉄道中村・宿毛線により囲まれた地区。
- ⑧ 志和川から船頭川の北東側に位置する集落(志和浦分)

注1：下津井・下道・木屋ヶ内・大正大奈路・西ノ川の各集落は、第一種地区としての告示が整うまでは第二種地区とする。

注2：広瀬・井崎の各集落は、第一種地区としての告示が整うまでは第二種地区とする。

注3：米ノ川集落は、第一種地区としての告示が整うまでは第二種地区とする。

※詳細は四万十町役場企画課四万十川対策室までご相談ください。

別表 2 (景観重点区域に準ずる区域 第二種地区)

- ① 栲原川流域及び中津川流域の集落及び河川から第一稜線までの区間 (第一種地区を除く)
- ② 窪川中津川・日野地の各集落及び日野地川から第一稜線までの区間 (第一種地区を除く)
- ③ 弘瀬一川平間の四万十川から第一稜線までの区間 (第一種地区を除く)
- ④ 上秋丸一家地川間の四万十川から第一稜線までの区間 (第一種地区を除く)
- ⑤ 国道 381 号線と四万十川左岸との交点を起点とし、窪川 1445-7 番地先から窪川 1456-1 番地方向までの第一稜線と起点に囲まれた地区。

○届出対象行為 (四万十町景観条例第 9 条)

四万十町景観計画では、四万十町全域において一定規模以上の行為を行う際に、届け出ることが義務付けられています。次の一覧表に該当する行為を行う際には、必ず四万十町役場企画課四万十川対策室、大正地域振興局、十和地域振興局の各町民生活課まで届け出てください。

行為の種類	届出行為の規模		
	重点区域		景観一般区域
	第一種地区	第二種地区	
① 鉱物の掘採又は土石の採取	10 m ² 以上又は高さ 1.5m を超えるもの	1,000 m ² 以上又は高さ 3m を超えるもの	10,000 m ² 以上
② 土地の形状変更	100 m ² 以上	1,000 m ² 以上	10,000 m ² 以上
③ 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	延べ床面積 100 m ² 以上又は高さ 10m を超えるもの		・延べ床面積 200 m ² 以上又は高さ 10m を超えるもの
④ 建築物の外観の模様替え及び色彩の変更	・行為面積が 10 m ² 以上のもの		

⑤工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去	10 m ² 以上又は高さ 1.5mを超えるもの	1,000 m ² 以上又は高さ5m を超えるもの
⑥工作物の外観の模様替え及び色彩の変更	行為面積が 10 m ² 以上のもの	
⑦森林(天然林及び植林)の伐採	天然林の伐採: 100 m ² 以上 植林の伐採: 10,000 m ² 以上	森林の伐採: 10,000 m ² 以上
⑧針葉樹(杉及び桧)の植樹	100 m ² 以上	—
⑨屋外における物品(土石、廃棄物)の集積又は貯蔵	10 m ² 以上又は高さ 1.5mを超えるもの	1,000 m ² 以上又は高さ3m を超えるもの
⑩看板、広告板の設置又は廃棄物の集積若しくは貯蔵する行為	一辺が4mを超え、又は表示可能面積が4m ² を超えるもの	
⑪自動販売機等の設置又は色彩の変更	全ての設置行為	

○用語の定義

1. 建築物と工作物

四万十町景観計画における工作物は、次に掲げるとおりです。工作物以外のもので、屋根及び柱もしくは壁を備えた建物を建築物とします。

(1) 周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次に掲げるもの

- ①コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。
- ②危険物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条第 1 項の表に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に係るもの。

(2) 大規模な工作物で次に掲げるもの

- ①ゴルフ場、野球場その他これらに類するもの。
- ②霊園又は墓地（共同墓地及び個人墓地は除く。）

(3) 上記以外の工作物で、次に掲げるもの

- ①電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの。
- ②屋外照明施設その他これに類するもの。
- ③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの。
- ④自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これらに類するもの。
- ⑤煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの。
- ⑥太陽光発電施設その他これらに類するもの

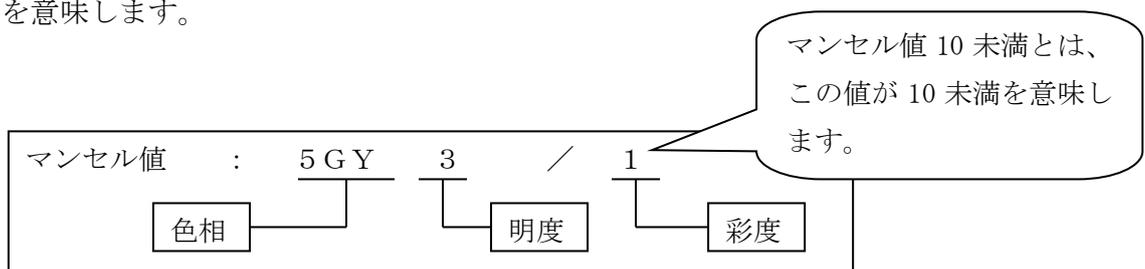
2. 外観の模様替え、色彩の変更について

外観の変更は、屋根、外壁その他建築物に付随するものの素材を変更する行為です。改築、増築に伴い行う場合を除外します。

色彩の変更とは、素材を変更せずに色彩を変更する行為をいいます。改築、増築に伴い行うものを除外します。

3. マンセル値について

マンセル値とは、ひとつの色彩を「色相（しきそう）」、「明度（めいど）」、「彩度（さいど）」という3つの属性で表した基準値です。例えば、深緑色のマンセル値は5GY 3/1と表されます。「5GY」が色相を、「3」が明度を、「1」が彩度を表します。四万十町景観計画で定められているマンセル値10未満というのは、彩度が10未満ということの意味します。



4. 屋外広告物について

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものとします。この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に提出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

5. 濁水対策について

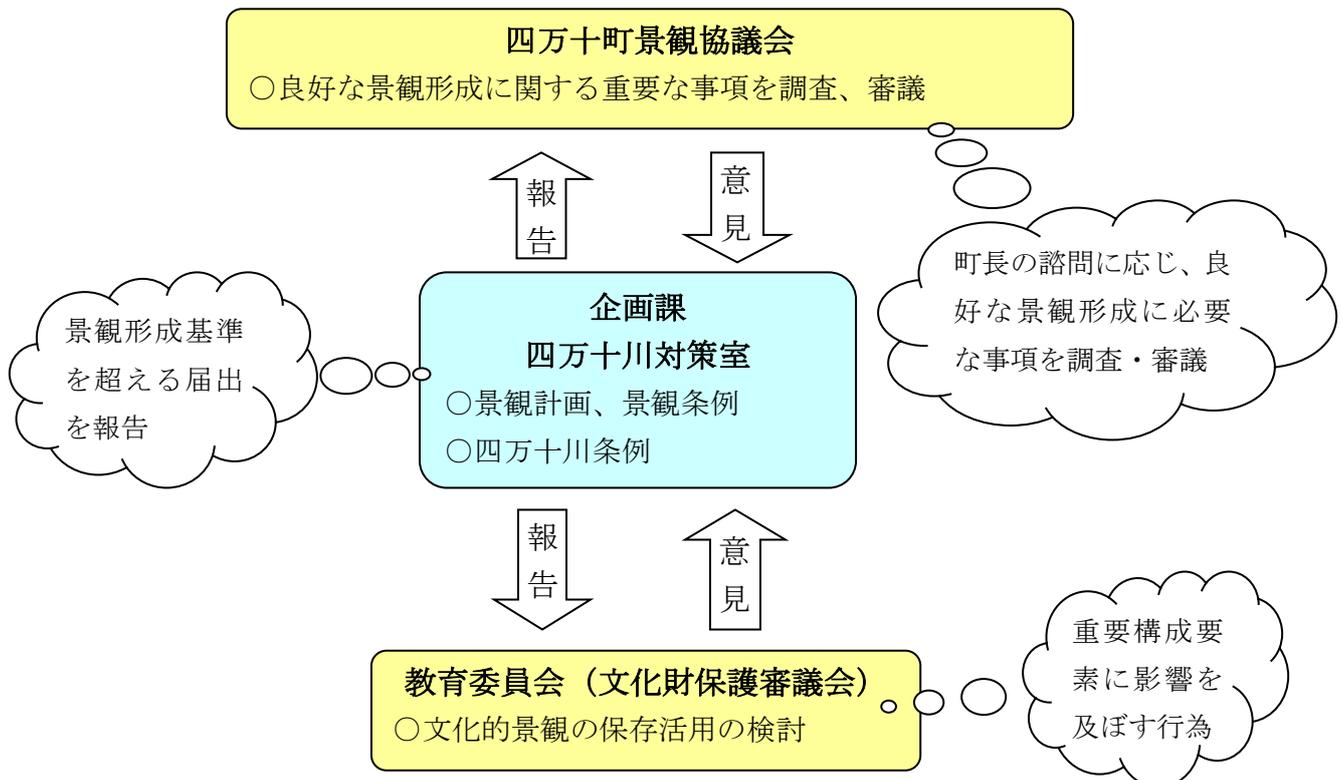
行為に際し、貯留施設を設置しない場合（採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に基づき岩石を採取する場合を除く）は、沈砂池（降雨強度を 60mm/h とし、滞留時間が 30 秒以上となるものをいう。）を設置しなければなりません。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置するなど、濁水対策を講ずる必要があります。その他沈砂池設計計算例等は四万十川条例によります。

○申請手続き

1. 事前相談・事前協議について

四万十町では、四万十町景観条例第 9 条に規定される届出に関して、事前相談・事前協議を受け付けております。これらは、できるだけ早い段階で協議を行うことにより、景観形成基準を遵守し、もって四万十町の有する文化的景観の保護を確実にすることを目的とします。事前相談・事前協議を活用してください。

なお、案件によっては、四万十町景観協議会もしくは教育委員会（文化財保護審議会）の意見を求め、町の判断を決定することもあります。



2. 事前相談に必要な書類

- ①当該工事の必要性を証する書類
- ②位置図（付近見取り図）
- ③現況写真（カラー）
- ④計画平面図
- ⑤建築立面図（1/100 以上）

3. 申請を必要とする行為

景観計画区域内において「四万十町景観条例第9条」に定める行為（詳細は本冊子のP.5のとおり）を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに届出が必要です（景観法第18条第1項）。

4. 届出に必要な書類

届出に必要な書類は以下のとおりです。正本1部を提出してください。

- ① 景観計画区域における行為の届出書（四万十町景観条例施行規則 様式第1号）
- ② 位置図（付近見取り図）
- ③ 現況写真（カラー）
- ④ 計画平面図
- ⑤ 建築立面図

※その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

5. 勧告について（四万十町景観条例第12条）

四万十町長は、行為の届出があった場合において、当該届出行為の規模が景観形成基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対して、基準に適合するように、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができます。なお、当該勧告は、届出のあった日から30日以内になされます。

6. 変更命令について（四万十町景観条例第13条）

良好な景観の形成に対して直接的な関係がある建築物や工作物の形態意匠については、強制力のある命令の対象となっています（景観法第17条）。

具体的には、四万十町長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、届出対象行為(P.5)の③~⑥に該当する行為について、景観計画に定められた制限に適合しないことを行おうとする者またはした者に対し、制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し、設計の変更、工事の中止その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

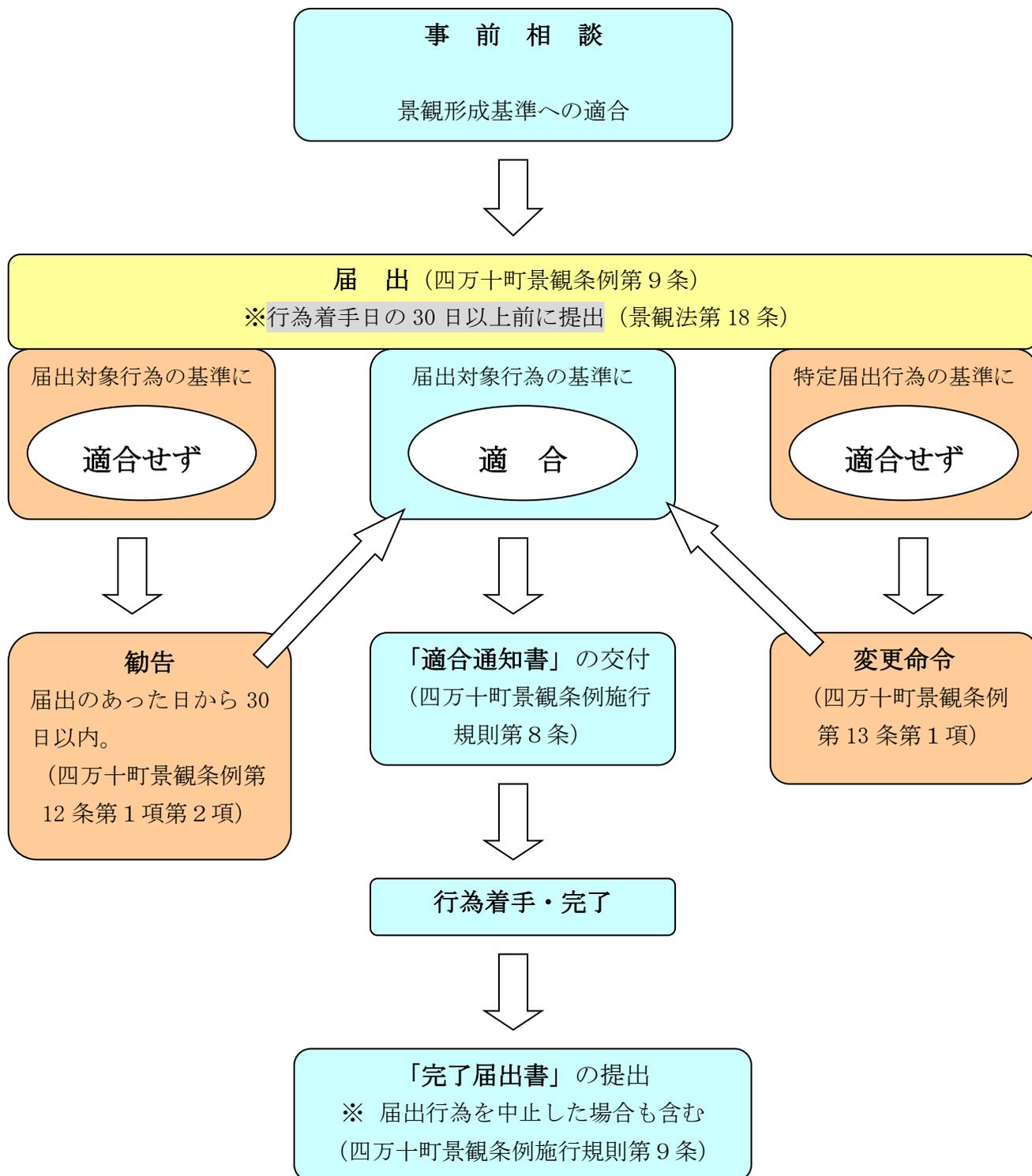
○届出行為完了後の手続き（四万十町景観条例施行規則第9条 様式第3号）

届出行為を完了した場合もしくは中止した場合は、景観計画区域内における行為の完了届出書を速やかに提出してください。

○行為の届出書・完了届出書のダウンロード

景観計画区域における行為の届出書（様式第1号）および景観計画区域における行為の完了届出書（様式第3号）は、四万十町ホームページの「様式集」よりダウンロードできます。

○申請手続きのフローチャート



○景観形成基準（適合基準）、第一種地区

項目	項目ごとの形成基準
	第一種地区
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土の高さ 高さ5m以下とすること ・景観の保全 裸地の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること 石垣・自然景観・緑地の保全、法面の緑化措置などを講ずること 濁水対策を講ずること
土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土の高さ 高さ5m以下とすること ・景観の保全 裸地の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること 石垣・自然景観・緑地の保全、法面の緑化措置などを講ずること 濁水対策を講ずること
建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去（工作物含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 13mを超えないこと 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと ・外観 勾配屋根、適度な軒の出を有すること 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものをを使用すること ・色彩 マンセル値10未満。 周辺の景観と調和するものであること ・撤去の場合 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと
建築物の外観の模様替え	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 勾配屋根、適度な軒の出を有すること 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものをを使用すること
建築物・工作物の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩 マンセル値10未満 周辺の景観と調和するものであること

<p>森林（天然林及び植林）の伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林の伐採 原則として水辺の天然林は保全すること 行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の 30%以下とすること ・植林の伐採 原則として植林の伐採方法を間伐とすること 行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の 30%以下とすること
<p>針葉樹（杉及び桧）の植樹</p>	<p>植林（杉及び桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと</p>
<p>屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと ・露出の抑制、遮蔽措置 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること
<p>看板、広告板等の設置</p>	<p>マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するものであること 蛍光色を使用しないこと</p>
<p>自動販売機等の設置又は色彩の変更</p>	<p>マンセル値 10 未満とすること</p>

○景観形成基準（適合基準）、第二種地区

項 目	項目ごとの形成基準
	第二種地区
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観 稜線を分断しないこと ・景観の保全 第一種地区と同じ
土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観 稜線を分断しないこと ・景観の保全 第一種地区と同じ
建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去（工作物含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 20mを超えない。ただし、公益上やむをえない事情があるものとして町長が特に認める場合を除く 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと 稜線を分断しないこと ・外観 勾配屋根、適度な軒の出を有すること 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものをを使用すること ・色彩 マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するものであること ・撤去の場合 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと
建築物の外観の様替	第一種地区と同じ
建築物・工作物の色彩の変更	第一種地区と同じ
森林（天然林及び植林）の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林の伐採 原則として天然林は保全すること 行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の 30%以下とすること ・植林の伐採 周辺景観への影響に配慮し伐採を行った場合は緑化に努めること

針葉樹（杉及び桧）の植樹	第一種地区と同じ
屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵	第一種地区と同じ
看板、広告板等の設置	マンセル値 10 未満。 周辺の景観と調和するものであること 蛍光色を使用しないこと
自動販売機等の設置又は色彩の変更	マンセル値 10 未満とすること

○景観形成基準（適合基準）、景観一般区域

項目	項目ごとの形成基準
	景観一般区域
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重点区域からの眺望景観 景観重点区域から見える稜線を分断しないこと ・景観の保全 第一種地区と同じ
土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重点区域からの眺望景観 景観重点区域から見える稜線を分断しないこと ・景観の保全 第一種地区と同じ
建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去（工作物含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 高さは20mを超えないこと。ただし、公益上やむをえない事情があるものとして町長が特に認める場合を除く 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと 景観重点区域から見える稜線を分断しないこと ・外観 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものにする 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものをを使用すること ・色彩 マンセル値10未満。 周辺の景観と調和するものであること ・撤去の場合 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと
建築物の外観の様替え	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものにする 原則として、木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものをを使用すること

建築物・工作物の色彩の変更	第一種地区と同じ
森林（天然林及び植林）の伐採	第二種地区と同じ
針葉樹（杉及び桧）の植樹	第一種地区と同じ
屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵	第一種地区と同じ
看板、広告板等の設置	マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するものであること 蛍光色を使用しないこと
自動販売機等の設置又は色彩の変更	マンセル値 10 未満とすること

景観重要建造物一覧

景 観 重 要 建 造 物		
高加茂神社(市生原)	市生原薬師堂(市生原)	河内神社(大正中津川)
茶堂(大正中津川)	旧大正営林署(大正)	三島神社(昭和)
泉貨紙製作所(大井川)	蘇我神社・八坂神社(小野)	願成寺(小野)

景観重要樹木一覧

景 観 重 要 樹 木		
天神杉(弘 見槿花天神社)	ソメイヨシノ(西の川口)	熊野の大杉(大正)
クスノキ(十川中学校前)	ナギ(十川 星神社前)	

【お問い合わせ先】

四万十町役場 企画課 四万十川対策室

電話番号 0880-22-3124

<http://www.town.shimanto.lg.jp/>